

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 開催日時

平成27年7月13日（月）午後4時00分から午後6時30分まで

2 開催場所

広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

3 出席者

広島地方裁判所 刑事第2部部総括判事 伊藤 寿（司会）

同 刑事第1部部総括判事 小川 賢司

広島地方検察庁 公判部長 鈴木 敏宏

広島弁護士会 弁護士 三浦 志帆

裁判員経験者（1番）（40代 男性）

裁判員経験者（2番）（40代 女性）

裁判員経験者（3番）（50代 男性）

裁判員経験者（4番）（20代 女性）

裁判員経験者（5番）（60代 女性）

裁判員経験者（6番）（70代 男性）

4 議事内容（議題等は別紙のとおり）

○司会者（伊藤裁判官）

広島地方裁判所刑事第二部で裁判長を務めております、伊藤寿でございます。

今日は、お忙しい中、かつ、先ほどまで余りお天気がよろしくなく、足元が悪
い中をおいでいただきまして、本当にありがとうございました。感謝いたします。

本日は、裁判員、補充裁判員の御経験をなさった方々にお集まりいただきまして、
是非今後の私たちの仕事の参考にさせていただきたいと思っておりますので、是非
率直な御感想、御意見をお聞かせ願いたいと思っております。

これまでも、こういった意見交換会を開いておりまして、これまで頂いた御意見、

御感想をもとに、仕事を見直したり、新しいアイデアとして取り入れたりということをしてまいりました。今回も同じように、是非そういった御意見があったらお願いしたいと思っております。

また、先ほど調べましたら、これまで広島地方裁判所は、平成27年3月時点におきまして、選ばれた裁判員の数は959名、選ばれた補充裁判員の数は411名と、合わせて1,370名以上の方が選ばれております。

その後、さらに4月、5月、6月と月を重ねて、どんどんこれが増えていく一方だと思っております。

今日おいでいただいた方は、本当に裁判所のことを考えていただいております、うれしく思っております。また、今日の御経験も踏まえて、是非御職場や御家庭や地域で、裁判員や補充裁判員の経験のお話や感想を是非話題にしていいただければと思っております。

良いことも悪いことも含めて議論をして、悪いことは改め、良いことは残しながらより良くする。そういった、一步一步進むという、私たちの社会はそういう社会だと思っておりますので、そのためにもこういった機会を設ける必要があると思っております。

問題数も多いし、ちょっとお時間も長く、大変だと思いますけれども、是非リラックスしていただいて、お飲み物もどうぞ遠慮なくお飲みになっていただいて、進めさせていただこうと思います。よろしくお願いします。

最初の質問事項ですが、裁判員裁判に参加しての全体的な感想、印象としまして、裁判員を経験された感想を一言ずつお答えください。経験前と経験後では、日々の気持ちやお考え、仕事や生活に何か変化がありましたか。それは、どのようなものでしたかというものです。

1番の方、お願いします。

○裁判員経験者（1番）

では、順番どおり1番から。

私は、数少ない貴重な経験をさせてもらったというのが全体の印象です。

その後、仕事や生活に特に何か変わったことがあるかということなんですけれども、実際もっと変わるかなと思ったんですけど、正直余り変化はないというふうに、今考えています。

変化ということではないかもしれませんが、新聞やニュースなどで裁判員裁判のこととか、事件のこととか、そういうものが目につくようになったというふうに思っています。以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

○裁判員経験者（4番）

経験前は、法律についての知識も全然なくて、自分に意見できるのか不安だったんですけれども、その日集まった裁判員の方たちは、皆さんいい人ばかりで、私も思うことは全部意見させていただきました。

生活の変化なんですけれども、会社でよく裁判員どうだったとか聞かれるようになりました。冬だったので、大雪で電車が止まって4時間遅れとか、そういうことが何回かあって、新幹線の方がいいよといつも、来るときは電車じゃなくて新幹線で行けばいいよくらいしか言ってないんですけれども。それから、職場で裁判員での休暇が特別休暇の制度が今までなかったんですけれども、前例がなくて、私が初めて裁判員で選ばれて、私だけ特別休暇もらえなかったんです。有給を消化して。

○司会者（伊藤裁判官）

1号目だから。

○裁判員経験者（４番）

はい。１号目。私から、後の人はみんな特別休暇がもらえると。制度を新しく会社で作っていただきました。

特別、私の変化は余りなかったんですけれども、裁判員についての話のネタができました。以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

特別休暇制度は、比較的問題なくとといいますか、スムーズといいますか、作られたんでしょうか。もし何か御存じだったら教えていただきたいんですけど。制度を作る、お話を聞いていると、うまい具合にすぐできたような感じも聞こえたんですけれども、そういう理解でよろしいですかね。

○裁判員経験者（４番）

はい。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

他の方も是非お願いしてよろしいですか。では、２番の方お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（２番）

裁判員を経験したことによって、今までテレビドラマで見るくらいとか、裁判をしているところを傍聴しに行ったこととかも一度もなかったのが、全然雰囲気とかも分からなくて、全体的にこんな感じで進んでいくんだなというのが、すごいそれは私の中で経験できたなというふうに感じました。

あと、裁判官の方と話すこともほとんど、日々の中にはないので、いろんな話を聞けて、たくさん経験されている中で分からないこととかも、親切に教えていただいたりとかしたので、すごいそれは良かったなというふうに感じました。

経験前と経験した後では、私の中ですごい変わったのは、殺人と殺人未遂は、私の中ですごい差がある、判決の中ですごい差があるものだと思っていたんですけども、何か実は、同じくらいすごい位置というか、そういう考えが、大差がないということを今回の裁判員を務めて、すごい感じたことが一番でした。

皆さん、多分他の方もそうだと思うんですけども、殺人未遂と殺人では、やはりすごい差があるというふうに思われている方が多いんじゃないかなというふうに思っていたので、やっぱりそれは、何かちょっと考え方がすごい変わったことの一つでした。

仕事の中では、私としては、日々接点が近かったので、更にすごい家族のことを考えるようにはなったと思います。相手の家族とか、関わりとか、生活の中での変化とかをすごいくみ取ってあげられるようになったかなというふうには感じました。以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

殺人と殺人未遂が大きく違うかと思ったけれども、比較的そうでもなかったというのは、もう少しよければ具体的にお願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（2番）

殺人が10くらい重いとしたら、殺人未遂は2か3くらいかなというふうに、すごい軽く考えていたんですけど、同じくらい10というふうに、10ではないですけども、そのくらい差はないんだよというふうに、今回の裁判員をして分かったので、たまたまこうだったという結果だけで、殺人とはそんな大差はないというふ

うに経験できたので、自分の中での知識がすごい増えたなというふうに感じました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

では、3番の方、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（3番）

裁判員裁判に参加する前は、どっちかというところ、次元の違う世界の話というふうな認識があって、よもやふだん生活している中で、こういう裁判というものに関わることはまずないだろうというふうに思っていました。

ただ、私の友人にも関東の人間ですけど、裁判所から黄色い封筒が来たというのを聞いていたので、身近でもそういうことが起きるのかなくらいにしか思っていませんでした。

ただ、その後に私にも届いて、あれよあれよという間に手続まで進んで、当日ここへ来たときには、予感じゃないですけど、逆に多分当たるだろうなと思っていたら、やっぱり当たりました。

経験する前は、全然知らない世界の話で、よくてもテレビや映画の中で見るシーンくらいにしかイメージはなかったんですけど、実際にやるに当たっては、知らないことなので、分からないままで不安でもあり、それがプレッシャーになっていたのは確かですけども、日々過ごす中で裁判官の方々から話を聞いていくうちに、割りと同じく重く考えなくてもいい、正しく理解して判断することは必要ですけども、特段その六法全書をすみからすみまで知ってなきゃいけないという感覚でなくて、臨めるんだなというふうに感じたのが事実です。

生活の面では、裁判員を経験したから、しなかったからというところで大きく違った変化はあったという認識はないですけども、ニュースとかでそういうことが流れてくると、以前よりは多分無意識のうちに、気にとめて見ているような気がし

ます。以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

5 番の方，ではお願いいたします。

○裁判員経験者（5 番）

大体出たようなことなんですけれども，余りふだん，人のことでこんなに長く考えることはなかったんですけど，2 週間の間は，本当に事件のことをすごく考えていました。

それで，その後からというと，自分の生活には何ら変化はなかったんですけど，これで良かったんだろうかという思いは，今でも少しあるんですけど，今日，また先ほど判決を見て，また思いましたけど，やっぱり人の人生を決めて，被告人さんの人生というものをやっぱり，それに関わったということで，後で自分の生活は何も変わらないけど，やっぱりそのこと自体はやっぱり後を引きずりましたね。すみません。以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

では，6 番の方もお願ひしてよろしいですか。

○裁判員経験者（6 番）

私，今は違うのですが，この裁判をするに当たったときに，青少年がものすごくおるところで，多いところに私はいたんですが，学校の先生じゃないですよ。学校の先生じゃないのですが，そういう立場にありましたもので，若い人の事件だったので，私としては，あれで良かったのかな，もうちょっと少なくしたほうが良かった

たかなと思ひよるのですが、若い青年たちの中で、この子らがまた何人か行くんじゃないかな、裁判を受けるんじゃないかなという気持ちが多かったのを今、思っています。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

もし、言い足りなかったことやそういったことがあったらと思うのですが、よろしいですか。

この1番目の問題に関して、もしよければ、せっかくいらしてくださった法曹の方から、この点を聞きたいんだけどという追加のお尋ねがあればと思いますが、いかがですか。

○法曹三者（鈴木検察官）

若干出てきたところがあるんですけども、やられる前のそういう裁判とか、あるいは、裁判官、検察官、弁護士の印象と、実際裁判をやってみて、何か違ったなというところがあったら、ちょっと教えていただければなと思うんですけども。

○司会者（伊藤裁判官）

裁判に対するものや裁判官に対する考え、見方、考え方でよろしいですか。

○法曹三者（鈴木検察官）

やる前と後で変わったところがありますかという質問です。

○司会者（伊藤裁判官）

裁判官だけじゃなくて、検察官、弁護士に対してでもよろしいでしょうか。

○法曹三者（鈴木検察官）

検察官はそうですね。見る位置によって。

○司会者（伊藤裁判官）

分かりました。専ら裁判官ということですね。私も聞きたいと思います。もしよろしかったらお願いしてよろしいですか。

3 番の方，お願いします。

○裁判員経験者（3 番）

これはイメージなんですけど，どうしても検察官と裁判所のイメージで言うと，テレビの影響が強くて，HEROでのイメージが最も強くて，やっぱり検察官というのは，罪に対してとことん追及していく。弁護人は，あくまでも弁護の立場でやって，お互い相反する立場でものを言っていて，その間を取り持つのが裁判官であって，割りと淡々と判決というか，判断を下すのかなというのがイメージだったんですけど，実際，裁判所に来て，裁判官の人たちのおっしゃることを聞いていたり見ていると，あながち機械的というんじゃなくて，もっとどっちかと言うと，人間味のある行動というか，考え方というのをされているんだなというふうに感じました。

○司会者（伊藤裁判官）

もしよろしければ，何か具体的な事例みたいなものは出せそうでしょうか。

○裁判員経験者（3 番）

事例というか，どうしても被告人と被害者，被害者と加害者が両方あるわけなので，どうしても加害者のほうは罪に問われるべきであるんですけども，やっぱり被害者は被害者で守られるべき立場にあるという時点で，被害を被った人を守ると

いうのは当然だと思うんですけども、それだけではなく、やっぱり罪を犯した人も罪を犯したからそれで終わりというわけではなくて、その後、例えば、服役なら服役して、その後、罪を償った後のことも考えられて、何年というのを例えば、もうちょっと考えてみましょうというふうなやり取りを実際に裁判員の方たちとあったので、やっぱりそういう点では、両方、割りと公平に、罪を犯したほうが悪いとは思うんですけども、その人の後々の人生もやっぱり罪を犯したから終わりではなくて、やっぱり更生させるという目つきがかなりあるんだなというふうに感じました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。答えにくい御質問だったと思いますが、ありがとうございます。

他の方、お願いしてもよろしいですか。ございましたら、もう3番の方が丁寧におっしゃってくださったので、付け加えるところがなければ。1番の方、是非お願いします。

○裁判員経験者（1番）

私は、直接検察官の方と弁護士の方とお話ししていないので、その辺の印象というのは、余り前と後で変わったかという、そんなに変わった感じはないんですけども、裁判官の方は、裁判官の方と今回、結構一緒に活動させていただいたんですけども、その印象というのは、やっぱり最初これをやる前というのは、素人でそういうことができるんだろうかというところがすごく大きかったんですけども、裁判官の方たちが事前に何というかな、準備をしてくれて、素人でも判決に持っていけるような、お膳立てじゃないですけど、そういう下準備をしてくれていることで、すごくやりやすく裁判が進んでいったというふうに感じています。

なので、やる前とやる後では、全然裁判というのが、こんなに素人でも一回目で

も、スムーズに割と行えたなというのが率直な感想ですね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

他の方はよろしいですか。では、この質問はこれでよろしかったでしょうか。

それでは、2問目（別紙「質問事項」の2項参照）の方に進めさせていただきたいと思います。

選任手続についての御感想です。裁判員選任手続の御案内は、通常審理が始まる日の6週間くらい前に、裁判員に選任された場合に裁判所においでいただく、日程全部を記載した書面をお送りする方法で行っています。

この書面をお受け取りになった後、裁判所に来ていただくまでの間、職場や家庭の中でどのような調整をされましたかというお尋ねです。

後の4問目（別紙「質問事項」の4項参照）とも関係するんですが、皆様におかれましては、短い方は4日間、長い方は8日間の審理日程だったというふうに理解しております。御案内、お願いを差し上げるときには、全ての日程が書いてあったと思います。

実際に、抽選に当たらなければ調整が無駄になるというところもありますが、かといって、調整せずにおいでいただいて、実際に抽選されたときに、そこで調整するのはまず難しいと思っておるんです。そこら辺の御苦労なり調整ぶりなどお聞かせ願えたら、私たち、今後のお願いの仕方にももし反映するところがあればという気持ちで、この問題を作りました。

どうでしょうか。大変だった方、いらっしゃったら是非教えていただきたいと思います。

5番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

実際、最初から最後までがちょっと長かったのもありましたけれども、皆さん、誰も仕事の具合が変わるといのは難しいかもしれませんが、私、調剤薬局に勤めていまして、いないと仕事が回らなくて、ふだん3人で回しているところを2人で2週間やってもらわなきゃいけないということで、どっちにしても、「こんなのができる。」、みたいな感じでお願いして、私、パートなんですけど、パート、そういうパートを2か所でやっているんで、2か所での調整をして、皆さん同僚の方がいい方なので、「当たったらしょうがないね。」と、オーナーの方も「国民の義務だからね。」みたいな感じに言ってもらったので、「来るときには、外れくじ引いてくるからね。」って言って出てきましたけれども、実際ちょっと当たってしまったので。本当は、無駄になるのも会社の人にとったら良かったのかもしれないんですけど。やっぱり仕事の調整というのが、一番難しいかなと思いました。

できれば、4番（別紙「質問事項」の4項参照）にもあれしますが、一つの審理がたかが一日でも連休が外れれば、最初から最後まで感覚、感じとして短くて済むので、そういうふうな組み方ってできないのかしらって、ちょっと思いました。

○司会者（伊藤裁判官）

審理期間中に連休、3連休が入っちゃうと。

○裁判員経験者（5番）

ちょうど真ん中に、ぽこっと入っていましたので。

○司会者（伊藤裁判官）

実際においでいただいた日から、判決宣告までが長くなってしまうと、そこは少し考えるべきではないかということですね。

○裁判員経験者（5番）

やっぱり職場の人の、私は60過ぎてパートなので行かなかったら行かなかった分だけお金はないので、別にそれはいいのですが、残って仕事をする人にとっては、何日いないというのがすごく長くなってしまうので、感覚的にちょっとその辺を考えて組まれるのがいいのかなと思いました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

実は、もしよければ3番（別紙「質問事項」の3項参照）の方もという気持ちもあったのですが、今、おっしゃられたことは、3番の県民の皆様が裁判員、補充裁判員として参加しやすくするためには、裁判所はどういった工夫をすることが求められるとお考えになりますかと、これのお答えでもあるということによろしいですか。

○裁判員経験者（5番）

あとは、家庭の方では、娘が一人いるんですけど、別に一緒に暮らしているわけではないんですけど、娘はすごい反対しました。いろんなことを聞いていて、私の場合は、たまたま被害者の方と加害者の方が同じところの位置におられたので、そういうことはなかったんですけど、娘にしたら、そういう被告人の方にとか、被害者の方に恨まれたりとかということもあるんじゃないかと、そんな分からんようにしてくれとってじゃけんと言って、言うけど、娘はやっぱり親一人、子一人なので、いろんな心配をしまして、できれば行かんといてみたいに言っていたんですけど、こっちも60過ぎて、これからは社会にお返しをしていくような年になつとるんじゃないけ行かせてと言って頼んできましたけど。実際には当たってしまったので、当たってからは、娘もしょうがないねという感じで言っていましたけれども。

○司会者（伊藤裁判官）

職場の関係での御調整と、御家族の御理解、2つの面があったんですね。ありがとうございます。

他の方も是非日程調整の御苦労や、それとの関係で3番（別紙「質問事項」の3項参照）のより参加しやすくするための工夫も含めてお願いしたいと思います。

また、先取りして4番（別紙「質問事項」の4項参照）、実際に審理に参加して、審理日程についてどのようにお感じになりましたか。これともやっぱり結びついている問題ですので、こんな項目の拘束、特に気にしませんので、2、3、4（別紙「質問事項」の2ないし4項参照）、どれでも関係するところの御意見があったらお願いしたいと思います。

これ、例えば、さっきおっしゃった連休を挟む場合の御苦労とかって、やっぱりそうではないかしらという気持ちを持ちながら、やっぱりおっしゃられるとやっぱりなという気持ちもしますので、そのところ、一長一短とありますけれども、そこも考慮しなくちゃいけないと今、気持ちになっているんです。是非何かありましたら、遠慮なくおっしゃってください。お願いいたします。

4番の方、是非お願いします。

○裁判員経験者（4番）

私はさっき、1番で言ったんですけれども、有給を使わせていただきました。ただ、年末だったので忙しい時期で、ちょうど私が裁判員に選ばれる2週間くらい前に、一人辞めて、もう結構みんな忙しい忙しいと言っている中で、ちょっと私は一週間、5日間抜けることになったのですけれども、皆さん協力してくださって、私は休みをもらえたんですけれども。

○司会者（伊藤裁判官）

さっき、第1号なので、特別休暇制度の恩恵がなかったとおっしゃっていましたよね。どなたが裁判員になったかというのは、事件が終わった後は、御本人の承諾

なくしては言っちゃいけないんですけども、ただ、御職場でその制度が活用されているかどうかくらいは聞いてもいいかなと思って、その後、何か制度は活用されている感じですか。

○裁判員経験者（４番）

もし次、私が働いているところは、職員数も多くて、病院関係なので数百人従業員もいますので、その中で誰かが当たったら、その人からは特別休暇で休ませてあげるよという、私がきっかけで特別休暇ができたよと。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

他に、例えば先ほどおっしゃった、連休の件とかの御指摘がありましたよね。何か日程でここら辺、もう少し考えたらよいのにとか、そういった点があればお願いしたいのですが。

６番の方、是非お願いします。

○裁判員経験者（６番）

私のときは、ちょうど３週間の間出たのですが、やっぱりできたらああいうとき、２週間でできないものかなと思いましたね。

○司会者（伊藤裁判官）

実際の審理日数よりも足かけの最初から最後の期間が、やっぱり長いという理解でよろしいですか。

○裁判員経験者（６番）

そうですね。

○司会者（伊藤裁判官）

もうちょっと短縮して、間を詰めて、その一方で長い裁判のときには、連日だと疲れちゃうから、週のうち一日休みが欲しいなという御意見も聞くのですが、御経験なさった日程は確か7日間とお聞きしているんです。それくらいでしたら、もう少し詰めてもよいじゃないかという御意見ですよ。

○裁判員経験者（6番）

そうですね。

○司会者（伊藤裁判官）

実際に、月から金まで週5日やって、土日お休みして、また次の月からという、それでも構わない感じですか。

○裁判員経験者（6番）

私の場合は、そのほうが良かったね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

日程調整の件や実際の日程での御感想、さらには、参加しやすくするためには、もう少し工夫が要るんじゃないですかとか、そういった個々の問題について、どうぞお願いしてよろしいですか。

また、先ほどおっしゃった方でも思い出して付け加えてくださっても構いませんし、是非お願いしたいと思います。では、3番の方。

○裁判員経験者（3番）

私の場合は、日程調整そのものは、割とすんなりいったんですけれども、ただ、

さっき4番の方がおっしゃったように、制度に関しては、私のところは裁判員制度に対して休暇をとってもいいよという制度自体はあったんですけど、ただ、誰も使ったことがなかったので、要は私が自分のところで初めて使うということになったので、実際この制度はあるけど、どうやって使うのかとか、手続どうするかというのは、人事の担当者とちょっと打ち合わせて、どういう申請が要るとかというのは行いました。

なので、制度自体はあったので、その休暇をとる手続の確認が終われば、後は問題なく、割と仕事の都合もたまたまついていたので、特に負荷はなかったと思いますけれども、普通に考えると、多くの働いている人というのは、その自分の仕事だけやっているわけであって、例えば、検察官にしても弁護人にしても、裁判官にしても、それぞれの仕事をこなしている以外に、私たち裁判員は、それプラス裁判員というものをやらなきゃいけないので、普通に考えると、まず10のことをやっているのに、12、13のことをやれと言われているのと同じようなので、ちょっと普通に考えると、調整というのはうまくいかないのが当たり前で、それをうまくいかせるためには、やっぱり職場の理解もそうですけど、やっぱりそれ自身を、裁判員をやるということを、やる人も周りの人も負担に感じないように持っていく仕組みをみんなが考えないと、いつまでたってもこの負荷というのは多分とれないと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

おっしゃるとおりに、仕事をお持ちの方が裁判員をなさると、人によっては、実は帰ってから仕事を片付けなくちゃいけないんですとか、この期間のたまった仕事を考えると、ちょっとぞっとするなという方はきっといらっしゃるかなと思っていたんです。

なかなかそこから先のどうしたらよいのかというところは、難しいと思うのですが、先ほどおっしゃった周囲が負担をどう考えるのかという、そこら辺、何かもし

具体的な何かお考えみたいなのがあれば結構なんですけれども、ヒントになるようなものがあればと思ったのですが、いかがですか。

○裁判員経験者（３番）

それが最善の策ということではないですけども、やっぱり今、自分が抜けられて困る立場の人たちは、やがて自分も抜ける立場だというふうにとらえて、何とかカバーしようと思うしか多分ないと思うんですよね。

それを例えば、その人が抜けた分を誰かが面倒をみてくれるという制度があるわけでもなくて、どっちかというと、その職場、職場の仲間が仲間を思いやって、何とかうまくこなすようにしていくしか多分ないので、どっちかという、助け合いの精神みたいなものくらいしかないんじゃないかなというのが、今時点での感想です。

○司会者（伊藤裁判官）

助け合うためには、やっぱり裁判員制度の意味とか意義とか、なかなか理解してくれないと進まないかなという気もするのですが、そこら辺の周囲の御理解はありましたでしょうか。

○裁判員経験者（３番）

直接の上司とかというのは、割とそういう理解はありますけど、やっぱり同僚とかというレベルは、自分がまだそれを経験してもないし、経験するとどうなるかというのが、やっぱり未知数なので、経験した私がこうだったよというふうに伝えることはできますけれども、周りも聞いていいのか悪いのかというのがあって、聞かないんですよ、どっちかと言うと。私もどこまで言っているのかというのが、はっきりしていないので、聞かれれば答えられる範囲で答えることはできますけれども、相手が何を聞きたいのかというところが、こういう場のようなところで発言したこ

とがもっと周囲の人に伝わっていけば、もうちょっと変わってくるのかなという気はします。

○司会者（伊藤裁判官）

本当にありがとうございます。貴重な御意見，重ねてありがとうございます。

他の方も是非お願いしたいと思います。どうでしょうか。日程調整の御苦勞や実際に日程についての御感想，御意見，さらには，もっと皆さんが参加していただくためには，どういう工夫をしなくちゃいけないのかの厳しい御指摘でも結構です。是非，例えば，さっきのどこまで言っているのかという意味では，裁判官は守秘義務の話をしてはいるつもりなんですけれども，ちゃんとそれが分かりやすく，ちゃんと伝わったのかなというのは，今，御指摘を受けてちょっとまたそこも反省しなくちゃいけないんじゃないかという気もしてはおるんです。

そういった，是非おっしゃっていただいて，実感として気が付く部分がきっとあると思いますので，是非この機会にお願いしたいと思います。どうでしょうか。

また，視点を変えて法曹の三者もこの点について，ここ聞きたいんだけどという，これに関連した視点を変えての問題とか，切り口の違った御質問でも結構です。何かもしございましたら，または，ここは是非コメントしなくちゃというお気持ちがあれば，それでも結構ですので，皆さんどうぞ是非，私たちは大事にしたい問題だと思っていますので，よろしかったら何かございませんか。お願いいたします。

○法曹三者（三浦弁護士）

3番のどういうふうにしたら，皆さんがもっと参加しやすくなるかという点ですね。これは，前回の意見交換会でも確か弁護士の方から発言があったかと思うのですけれども，候補者として来られたけれど，結局選ばれなかった方へのフォローですね。

一応，仮定の話ではあると思うんですが，選ばれた場合のことを想定して，シフ

トを組んだりだとか、上司への話というのを恐らく通していると思いますので、このあたりのフォローが何らかできればなということと、あと、遠方から来られる方の旅費の立替制度が何とかできないかなという話があったかと思います。私からは以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

ちなみに、現状としましては、抽選から外れた方については、御希望があれば法廷を御案内して、実際にこういったところで裁判をしますという、ある程度のことはしていますが、実際のシミュレーションとして、どういうふうな日程をするのかという、そこまで突っ込んでレクチャーといいますか、お伝えすべきじゃないかというのが、今の御提言という理解でよろしいですね。

ありがとうございました。

では、先に進めさせてもらってよろしいですかね。3番、4番（別紙「質問事項」の3及び4項参照）一通り、2番（別紙「質問事項」の2項参照）と関連付けてお尋ねしたつもりですけれども、2番（別紙「質問事項」の2項参照）と関係ない形で準備してきたので、今、この場でおっしゃりたいという方いらっしゃったら、3番、4番（別紙「質問事項」の3及び4項参照）もお願いしたいんですけど、どうでしょうか。よろしいですか。

では、問題を進めさせていただきますでしょうか。

ここから先は、審理の内容についての御感想です。これが、5、6、7、8（別紙「質問事項」の5ないし8項参照）と続くので、ちょっとここでひとまとめてやるのは難しいかもしれませんから、一つずつちょっと取り上げていこうと思っています。

証拠調べの前に、検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述を行いました。審理の初日があったと思います。起訴状の朗読があつて、被告人に対して黙秘権の説明をして、

被告人に対して事実関係どうですかと聞いて、さらに今度弁護人の御意見もお聞きして、そこで一旦、冒頭手続というものが終わって、これから証拠調べ手続に入りますということで、実際の証拠を見る前の段階で、検察官、弁護人のそれぞれが証拠によって証明しようとする事柄を述べていただいたと思います。これが、冒頭陳述です。その冒頭陳述をお聞きになって、事件の争点は何か。検察官と弁護人は、それぞれどのように主張しているのかが分かりましたかという質問です。

非常に事件ごとによって違うのは分かっていますので、御自分の経験だけで結構です。実際の事件での御経験を振り返ってみて、冒頭陳述についての御感想をお願いしたいと思います。

ここも大事なので、できれば全員ちょっとお聞きしたいなと思っております。どうでしょうか。皆さん、まず早い者勝ちで最初におっしゃっていただきたいと思いますが、どうですか。どなたかもしよろしければ。これもやっぱり一通り、全員にお聞きしようとは思っております。

恐らく、争点が複数ある事件と実際に事実関係に争いがなくて、どのような刑を決めるのかが一番の問題になる事件があったと思います。

できれば、議論の最初の段階では、どのような刑を決めるのかが中心になるような事件、つまり事実関係に争いがなかったりする事件のほうが、まず答えやすいのかなと思ひまして、確かそういった事件の方もいらっしゃいますよね。どうでしょうか。そういった事件の方、もし冒頭陳述を思い返されて。お願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（3番）

私の場合は、もう被告人が罪を認めていて、事実関係もはっきりしていて、裁判長が言われたように、量刑をどう決めていくかというところが争点として始まる時点で、ほぼ明らかになっていましたので、そういう意味では、話を聞く立場からしても、検察官も弁護人もどう言っているかというのは聞き取りやすかったですし、

理解もしやすかったです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

他に、そういった事実関係に争いがない事件で、もし御感想があればと思うのですが、よろしいですか。他の方もいらっしゃらなかった、確か、後は、かなり争いがある事件ばかりでよろしかったですかね。どうぞお願いします。

○裁判員経験者（2番）

私が担当したのも、本人さん、被告人の方が認めていらっしゃって、後は、刑を決める上でどこが論点になっているのかというのを決める段階だったので、ただ、最初の検察官の方と弁護人の方の話が、ちょっと余り食い違っていて、言っていることが余りかみ合っていなかったところがあって、どこを論点にしているのかというのが、ちょっと分かりにくかったところはあったんですけど、2日目、3日目とかでだんだん絞れてきて、結局論点が分かったので、刑もその後決めやすかったというところはあると思います。

○司会者（伊藤裁判官）

どこら辺がかみ合っていなかったのか、もしちょっと細かいことは覚えていないかもしれませんよね。

○裁判員経験者（2番）

弁護人の方の説明が、被告人の方のどこを弁護しているのかがちょっといまいち分からなくて、検察官の方は検察官の方で言っていることと、弁護人の方の話が全然かみ合っていなかった感じがあったので、何について争っているのかちょっと、その理解が難しかったんですけど、説明が、私以外の方も、ちょっと初日は分か

りにくかったって、皆さんおっしゃられていたので、私もどこが論点なのかちょっと分からなかったんですけど、3日目くらいとかで結局お医者さんとかの説明があって、そこが論点なのかなというのが分かって、それからが理解しやすかったですけど、最初の方はちょっと難しかったです。

○司会者（伊藤裁判官）

どこが問題点で、審理の初日にそこに着目してくださいというのは、裁判所も当然責任を持っていますし、検察官、弁護人も、三者間でそこら辺の問題意識を共有して、そこは裁判員の方にちゃんと適切にお示しして、審理の争点といいますか、問題点といいますか、それについてちゃんと意識してから証拠調べに入りましょうという気持ちはあったんですけども、なかなかうまく伝わらなかったというのは、それはやっぱりちゃんと私たちが受け止めなくちゃいけないなと思っておるんです。

これ、私が経験した事件だから、知っているから補充させていただきますと、実は検察官は確か、被告人がお父さんの首を絞めた事件で、検察官のほうは、かなりこれ重たい首絞めで、命に危険があったと言い、弁護人の方は、はっと気が付いてすぐ手を離れたんだから、そんなに重くないんですよという、そこが問題点だったんですけども、それが今言うとな分かるんだけど、初日でそれをなかなか伝わらなかったという苦労があったんですよ、きっと。

○裁判員経験者（2番）

結局やめて、すぐ電話したからいいんじゃないかという、弁護人の方のところで、やめたからよかったから、死んでいなかったしという、うん、ちょっとその辺の論点が分かりにくかったなと思って。自ら電話を警察の方にしているしというので、そしたら、すごく軽いというふうな感じの意見があって、でも、検察側は、すごい重いつて言われていて、その辺がすごいちょっと最初かみ合っていなかったもので、どういうふうにして考えたらいいのかなというのが思いました。

○司会者（伊藤裁判官）

そこを考えるのが、法律のプロの仕事だろうという気持ちもしながらなんですが、もしもですよ、こうしたら良かったのにとというのがあれば、ちょっと教えていただきたいと思うのですが。

○裁判員経験者（2番）

何か首を絞めたところで、お医者さん、ドクターの方が診察されて、すごい引っ血点が出ていてという話だったんですけど、その段階でもうちょっと弁護人の方が言ってもらえたらよかったんですけど、弁護人の方がそこでちょっとまた違う方向で説明とかをされていたので、何かちょっと分かりにくかったかなというふうには感じました。

○司会者（伊藤裁判官）

なるほど。本当に対立する点があったら、そこを先鋭化すべきなのに、確かにあのときの事件は、中止未遂であるとか、自首であるとか、いろんな問題点が指摘されて、やや考える材料がいっぱい目の前に出ちゃったけれども、本当に対立しておいて、私たちが判断を下すべきところをもっとはっきり明らかにしてほしかったというところでしょうか。

○裁判員経験者（2番）

はい、ありますね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

事実関係を認めている事件、認めていない事件、又は、今の事件も若干対立点があったので、そういった争点、対立点がある事件で、どうでしょう。そういった事

件も含めて最初の冒頭陳述で、争点や判断を下すべきことが分かりにくかったか、分かりやすかったのか、是非御感想を聞かせていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。お願いします。

○裁判員経験者（５番）

事実は、もう多分争うことはない事実だけど、自首なのか自首でないのかとか、精神疾患なのかそうじゃないのかというところの争点も、争点があるのは仕方がないことなんですけど、それはそのところで分かったと思います。私の場合は。あったことは、争えない事実としてはあって、その見方が違うのは、お互い検察の方も弁護人の方も違う。その辺の争点は、最初からきっちりよく分かりました。

○司会者（伊藤裁判官）

親戚に対する殺人の事件でしたよね。責任能力の点と自首が成立するかどうかの、この２つが争点で、それは検察官も弁護人も説明が比較的分かりやすかったということ。

○裁判員経験者（５番）

分かりやすかったと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

なかなか他の事件との比較はできないでしょうけれども、できないので答えにくいと思いますけれども、分かりやすかったのは、なぜ分かりやすかったのか、もしも言えたら結構ですから、どうですか。

○裁判員経験者（５番）

あったことを被告人の方が否認していなかったのも、でも争うところはそこしか

ないんだなという感じで、そこのあるところがぶれていなかったというのがあるような気がします。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

他の方はいかがですか。お願いします。

○裁判員経験者（4番）

たくさん罪があって、わいせつ、強姦、児童売春、児童ポルノ、児童ポルノについては、もう動画、写真が証拠として上がっていたので、その点については、被害者も加害者も認めていたんですけれども、強姦についてが一番争ったんですけれども、被害者と加害者の間に同意があったかどうか、これが被害者と加害者の主張がもう全く違っていたんです。加害者は同意をもらった。被害者は暴行されて、脅されて強姦されたと。これが争点になったんですけれども、証拠は、この場合、脅したときにナイフを使って脅して強姦したという話だったんですけれども、ナイフが見つからなかったので、もう被害者と加害者、どちらの話を信用するかで、事件の罪の重さを話し合ったんですけれども、これは証拠がないので、もう裁判員がどっちを信じるか。

○司会者（伊藤裁判官）

それは、冒頭陳述の段階では、まだ証拠を見ていないですし。

○裁判員経験者（4番）

証拠は見えていないけど。

○司会者（伊藤裁判官）

実際、証拠調べしても、そういったナイフが見つからなかったということですよ。失礼しました。

○裁判員経験者（４番）

でも、物的証拠がないから、裁判員がどちらを信じるかでもう決まったので、ちょっと難しいというか、分かりにくかったです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

他の方も冒頭陳述についての御感想、御意見があればお願いしたいと思うのですが、よろしいですか。お願いします。

○裁判員経験者（１番）

私のところは、被告人が２人いた事件で、複雑な人間関係だったんですけれども、一番最初に検察の方と弁護人の方の説明があったんですけれども、そのときに、割と図式で、人間関係を示してくれて、あと、パワーポイントとかで弁護人の方が今回の争点というのを主張してくれたので、意外と分かりやすかったと思います。

そのときには、やっぱり人間関係が複雑だったので、誰がどうのこうのというのは、頭にちょっと入りにくかったんですけれども、後々、いろんな話をしていく中で、最初のまとめてくれていた人間関係の図形というか、そういうものが結構役に立って、頭に入ってくるようになったという印象を受けています。

○司会者（伊藤裁判官）

この事件は、検察官が一つの冒頭陳述をし、２人いる被告人のそれぞれの弁護人が冒頭陳述をする。つまり、同一の事件で３つの冒頭陳述が出てきましたよね。今、おっしゃった、図式とかというのは、その中でございましたか。人間関係と。

○裁判員経験者（1 番）

そうですね。全て、参考になったと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

他の方もよろしいですか。6 番の方、お願いします。

○裁判員経験者（6 番）

2 件の事件を一人の人がやったということで、暴行罪でなったんですが、どこまでやったか、どこまで被害を受けたのかという論点が少しありましたね。調べていくうち、その争点は出てきたのですが、どういう主張をしてきたのかということはすぐ出ました。

それで、家庭環境がよなくて、よくないから事件を起こしたというのはいけんの、そのところが少し後から考えたんですが、胸ぐらをつかんで、上げたとか下げたとか、座らされたとか、そういう争点はありました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

もしよければ、次の証人尋問や証拠書類についての方にも進みたいなと思っています。また、さかのぼって、冒頭陳述に戻っても構いませんが、とりあえず前に進んで、また行きつつ戻りつつと思っています。

次の 6 番、証拠書類や証人尋問によって、検察官や弁護人はそれぞれどのようなことを明らかにしようとしているか、どの証拠で、どの主張を裏付けようとしているかが分かりましたかという質問です。

特に、争点が複数あった事件だと、今、何をどういう形で、どういう意味で聞いているのかが分かりにくかったかもしれませんし、そういった認める、認めていな

いにかかわらず，なかなか分かりにくかった点があったら思い出していただきたいと思います。どうでしょうか。

アンケートを拝見していると，必ずしも分かりやすかったわけではないことが分かっているのです，もしよろしければ，是非おっしゃっていただきたいと思います。決して，検察官や弁護人だけの責任じゃなくて，それはやっぱり裁判所もちょうと分かるように，問題点を整理して臨むべきじゃなかったかという反省点もあるので，是非そういった点も含めてお聞きしたいなと思ったのですが。

○裁判員経験者（3 番）

実際，法廷の中で証拠をモニター越しに見たわけですけども，やっぱり素人がぱっと見せられたときに，どこをどう見ていっていいかがよく分からなくて，しょうがないから全体的に眺めている間に，何となく時間が過ぎて，証拠が次が変わったというふうなイメージだったので，ちょっと見る時間がもうちょっと欲しかったし，何をどう見ていいかというのが，事前に何かインプットがあれば，もうちょっと理解が早かったのかなというふうに感じました。

○司会者（伊藤裁判官）

具体的には，地図とかのような図面とか写真ですか。

○裁判員経験者（6 番）

そうです。写真で，例えば，何か○とか書いてあるんですけど，それが何を意図して丸があるのかというのが，特に書いてあるわけじゃないので，地図もどこからどっちに向いて追っかけるのかという辺りとかですね。

○司会者（伊藤裁判官）

確か，被害者の方を追いかけていった状況が，地図の図面を用いて説明があった

んだけれども、その方向であるとか、順番であるとかが分かりにくいというところですか。

○裁判員経験者（6番）

そうです。

○司会者（伊藤裁判官）

あと、○とおっしゃったのは、写真か図面か。

○裁判員経験者（6番）

そうです。写真で、けがか何かしたところに、多分そうだったんだと思うんですけど、後から思えばそうだと思うんで、最初にぱっと出たときに、それが何を理解するべきかというところ、という辺りです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。貴重な御意見ですよ。

他の方は、証人尋問も含めて、もし御意見がありましたら是非お願いしたいと思っています。どうでしょうか。被告人に対する質問も含めてです。

○裁判員経験者（2番）

証拠書類は、写真だったんですけど、家のお父さんが倒れたところの写真と、あと、二、三日経った後の首を絞められた跡の写真だったんですけど、赤い点々があって、ちょっと白黒だったので分かりにくかったなと。

あと、争点は静脈がかかっているかかかっていないかと、首を絞めたところに、そこを首絞められたら窒息するという感じだったんですけど、その何かそういうラインが分からないので、どの辺がどうだったのかというのが、最初に見せられた

段階ではちょっと分らなかったんですけど、家の写真とかは、分かりやすかったと。あの2枚だけだったと思うんですけど。

○司会者（伊藤裁判官）

傷の写真は、その後確か、首絞め、窒息の専門家の証言がされて、そういうときに活用などはなかったですかね。

○裁判員経験者（2番）

そのときありました。そのときの説明で分かりやすかったです。

○司会者（伊藤裁判官）

最初の写真を見ただけじゃ分からないので、不安になりますよね、分からないと。むしろそこで出すよりは証人尋問で出してくれた方が良かったのではないかという御意見ですかね。

○裁判員経験者（2番）

そうですね。

○司会者（伊藤裁判官）

今おっしゃった、証人尋問のやり方含めて御意見をお願いいたします。

○裁判員経験者（5番）

証拠調べは、割と丁寧に裁判官の方とみんなチームの方で、結構いろんなものもしっかり細かく見て行って、よく分かったと思うんですけど、ただ一番分らなかったのは、精神鑑定の結果がああいうのは、もう専門家の方の言ったものをそのまま信じるしかないんですね。精神鑑定というのは、やる人が違ったら、また違った

結果が出るという話も聞いているんですけども、あれはもう仕方がないのですね。
その先生が言ったら。

何となくの感覚で、ちょっと受け入れがたいところもあるかなと、それも感じですよ、感覚なんですけど、かなって思いました。でも、すごくそれって重要なところを占めますよね。すみません。

○司会者（伊藤裁判官）

非常に重要なお話だと思っているんです。

裁判所の方でお願いした鑑定のお医者さんと呼んで説明をしてくれたんですよね。
ところが。

○裁判員経験者（5 番）

言葉も難しいですし、理解しがたいので、もう私たちはそのまま受け入れるしかないと思うんですけど。ああいうのは、複数でやらないんですね。

○司会者（伊藤裁判官）

この点について、小川裁判官いかがですか。

○法曹三者（小川裁判官）

責任能力が争点になるケースで、これを裁判員の方々に御理解いただけるように審理していくというのは、なかなかこれが難しいところでございますね。私ども、いつも悩んでいる課題です。

○司会者（伊藤裁判官）

今後の参考にしたいと思うんです。と言いますのは、裁判所で鑑定をお願いするときには、前にもお話ししたかもしれませんが、証拠は裁判員の方と一緒に見る

んだけれども、どういうことを鑑定にお願いするのかとか、又は、報告する際には、こういった点に注意してくださいというのは、裁判官も検察官も弁護人も含めて四者間で打合せをして臨んでいるはずなんです。

にもかかわらず、分かりにくかったということは、やはり何か問題点があるのかなというふうに感じていまして、今、御指摘があった専門用語ですよ。その他、ここが分かりにくかったなという点がありましたら、ちょっと是非今後の参考にしたいんですけれども、そもそも、もともとが分かりにくいことだと思うんです。精神の問題って。

○裁判員経験者（５番）

そうですね。分かりにくい分野の上に、分かりにくい言葉で、被告人の青年、見た感じだけです、見た感じと、その結果と、私は被告人に対してはいい印象を持っていたんですけれども、殺人は犯したけれども。

分からないですよ、こっちは専門家じゃないので分からないですけど、また違う人がしたら違う結果が出るのかなと、どうなのかなと思いつつ。難しいことから。

○司会者（伊藤裁判官）

むしろ、鑑定人の説明が目の前の被告人とうまく結びつかない感じがあったから、その違和感を抱えられたまま、最後までできてしまったということですかね。むしろ、その目の前の被告人や、過去に被告人がやった行動や、そういったことをちゃんと説明する形で鑑定がおっしゃってくださったら、また別だったかもしれないということですかね。

○裁判員経験者（５番）

そうですね。

○司会者（伊藤裁判官）

そこは、むしろ。

○裁判員経験者（5番）

でもそのところは、私はこう思うと言っても、そのところは決まっているわけじゃないですか。精神鑑定ということのその結果というところは、もう動かせないことですよね、この裁判は。

○司会者（伊藤裁判官）

もうちょっと誤解があるとあれなので申し上げますと、専門家として尊重すべき判断はございます。精神医学に関する所見でありますとか、ただ、責任能力があるかなしかは、最終的には、法律としての判断で裁判員、裁判官と一緒に考えることだと思っていますから。

○裁判員経験者（5番）

そこまで果たして、かなり何かぎりぎりまでいっているよというようなことを言いましたよね。本当に彼ってそこまでいっていたのかなと。

○司会者（伊藤裁判官）

むしろ鑑定人の方が、精神に障害があって判断が疑わしいんじゃないかというようなことをおっしゃられて、それが目の前の被告人の姿や彼が過去にしてきた言動との結びつきが難しかったということですよ。

それは、むしろ検察官、弁護人と言っていいんでしょうか。裁判官もそうかもしれませんが、そこにもし、違和感、齟齬があるんでしたら、そこはやっぱり証言、法廷で、せっかく鑑定に来ていただいているので、そこは問い正してもよかったのかなと思ひながら、今の御指摘、御意見を聞いたところではあるんです。

ありがとうございます。

是非どうぞお願いします。

○裁判員経験者（２番）

精神鑑定って、ほとんど被告人に対して全員するわけではないんですかね。どういところで、この人はして、この人はしないというのがあるのか、ちょっと聞きたいなと思ったんですけどいいですか。

○司会者（伊藤裁判官）

ドイツと違って、我が国では確かに、全件鑑定はしていません。裁判所の鑑定は、多くの場合は、弁護士から申立てがあって、裁判員の皆さんと一緒に出てくる証拠だけで判断できるのかどうかを吟味して、どうも出てくる証拠だけでは判断できそうもないよねという気持ち、そこに至れば、正式に裁判所が鑑定を依頼して、先ほどのケースも実は、裁判所の正式鑑定で、裁判所の方から人選をし、検察官、弁護士とも諮りながら、この人でいいですよねとか、そういったことを諮りながらお願いをする。

そういった材料、出ている材料だけでは足りないんじゃないかというときにやります。そうしますと、捜査段階で検察官が鑑定していることが結構あって、その材料がそろっていれば、またちょっと別かなという気がします。

もしよければ、公判部長のほうで捜査段階の鑑定について、何かお考えがあればコメントを頂いてもよろしいですか。

○法曹三者（鈴木検察官）

そうですね。特にルールがあるわけではないんですけども、やはり一つには、やっぱりそういうこれまでの病歴みたいな、精神病院に通っていたとか、そういうのがあるかないかであるとか、あと、取調べというか、やりますので、そのときの

態度であるとか、その話の中で殺人をするならするで、合理的理由があるのかどうかとかいう辺りを見て、ちょっと何か、俗な言い方ですけど普通じゃないんじゃないかと、何かあるんじゃないかというようなところがあるときには、すぐ正式の鑑定をするときもありますし、まずちょっと簡単に、簡易な診断というものをしてもらってどうかというところを見て、それで大丈夫だということであれば、それで正式の鑑定をしないときもありますし、更にした方がいいんじゃないかなというときには、正式に病院に入院させて鑑定をするというようなことをしたりしています。

ということで、全件ではないですし、そうですね。そういうのを見て、全体的に評価して、捜査段階ではやっております。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

進行の不手際もあって、5番、6番（別紙「質問事項」の5及び6項参照）非常に大事なんですけども、ここばかりやるわけにはいけないので、次の7番（別紙「質問事項」の7項参照）、証拠書類や証人尋問など証拠の分量は必要かつ十分なものと思いましたが。ここも含めて議論しておきたいと思っております。

どうでしょうか。ここは、率直に言って、結果的にこの判断をするんだったら、もっと必要だったんじゃないか、逆に多過ぎたんじゃないのと、そこら辺の御感想をお願いしたいと思います。もし何かございましたら。

○裁判員経験者（4番）

事件が起きてから、2週間後に加害者の家に警察が入って、被害者が証言するようなナイフが見つからなかったから、被害者の信ぴょう性が薄い、言葉の信ぴょう性が薄いのではないかという弁護士からあったんですけど、2週間も探す、警察が来るまでにあれば、隠すなり捨てるなり、何とでもできるので、それは理由にはならなかったことで。

○司会者（伊藤裁判官）

争点を判断するために、本当に必要な証拠だったのかという疑問を感じた証拠調べだったんですね。

○裁判員経験者（4 番）

それから、加害者の過去の犯罪歴が、裁判が終わる 1 日か 2 日前の、最後の方に出てきたんですよ。過去に 2 件同じように、児童売春か強姦か、それを終わるぎりぎりになって出されることにちょっと疑問を持って、それで過去の犯罪歴を一番最初に出してもらえないのかなと思ったんですけども。

○司会者（伊藤裁判官）

証拠調べの順番をもう少し考えてほしかったということですか。

○裁判員経験者（4 番）

はい。

○司会者（伊藤裁判官）

もっと、被告人に対する質問の後から出てきたんですか、それが。

○裁判員経験者（4 番）

そうです。ほとんど、ほぼ最後の方で。

○司会者（伊藤裁判官）

ごめんなさい。ちょっと個別の事件、私、携わっていないはずなので、ちょっといま一つ分かりにくいところもあったかもしれないんですけども、予定外の証拠だったんですか。

○裁判員経験者（４番）

はい。そう、予定外というか。いつから用意しとったのかはちょっと分からないんですけども、そういう経歴があったのなら、一番最初に出しとってもらうべきではないのかなと。

○司会者（伊藤裁判官）

必ずしも事件に当てはまるかどうか分からないですけども、やっぱり前科で判断されちゃ困る場合もありますので、前科があるから今回もそうだろうというので判断を誤っちゃうかもしれないので、そういった配慮があったかもしれないけれども、それでも何か証拠調べの順番、それならそれで納得、説明してくればなという気持ちがあるんでしょうかね。

○裁判員経験者（４番）

はい。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

その他の方も、証拠書類や証人尋問、証拠の分量、今、おっしゃられた証拠の順番ですかね。それも含めて、もし御意見があったら、是非お願いします。

○裁判員経験者（１番）

頭蓋底の写真というのが証拠に出てきたんですけども、どういう方法で、殺人をしたのかというところがあったんですけども、やっぱり決定的にこうだという証拠みたいなものではなかったというか、専門医の方も何かちょっと曖昧な感じだったので、いまいち判断に迷うところがあったかなと思います。

それから、４年くらい前でしたっけ。犯罪自体がかなり古かったので、証拠自体

がほとんどなくて、被告の証言による、後でこういうふうにやりましたというような写真、再現の写真とかを見せていただいたんですけれども、本当にそれが正しいかどうかとか、証拠の物品というか、物もなかったんで、本当に証言を信じるか、誰の証言を信じるかというところだけに頼らざるを得なかったんで、そういう面では判断的には、ちょっと不十分かなという気がしています。

○司会者（伊藤裁判官）

確か、2人の被告人の話が犯行状況違うんですね。被害者の方を首を絞めた状況が。

先ほどおっしゃられた頭蓋骨の写真の件は、頭蓋骨の頭蓋底というんですか、脳のお皿の部分、右と左で出血の大きさが違うので、これは、ひものようなものできれいに絞めたんじゃないで、腕で絞める形で、左右の力が不均等になっているんじゃないかという、そういった証拠としての出血なんだけれども、確かあれも、最初出ただけじゃ何のことか分からなかったんですね。

○裁判員経験者（1番）

そうですね。

○司会者（伊藤裁判官）

お医者さんが説明をして、ああ、そういう意味だったのかというのが分かったところで、先ほどの2番の方とも共通する問題点だったかもしれません。

ありがとうございます。

○裁判員経験者（3番）

証拠の書類という分量については、審理にかかった日数と時間内で検討した感覚でいうと、適切な量だったのかなという感覚で、いわゆる一日の終わる時間までに

こなせた量と日数でみると、ちょうどよかった量なのかなという気はしていますし、事案自体も争点も決まっていて、確認レベルで押さえていくというのが主だったので、その点で言えば、私のときには、証拠の分量も十分なのかなという気はしました。

一つだけ、防犯カメラの映像があったんですけど、ちょっと決め手になるほどの解像度ではなかったので、あれはもうちょっとどうなのかなという気はしました。

○司会者（伊藤裁判官）

むしろなかった方がよかった感じですか。中途半端にやるくらいだったら。

○裁判員経験者（3番）

その徘徊しているとかというところは、そうだなというふうに見えるんですけど、人物特定まではできていないので、それは本人が認めていて、そうだと言っているのであれば、それでもいいんだと思いますけど。そうでないんだったら、あの映像はなくてもよかったのかなという気はしています。

○司会者（伊藤裁判官）

路上で被害者の方を、適当な被害者の方を探している、徘徊している様子の防犯カメラの映像が、それを見ただけじゃ被告人かどうか分からないのを見せられてということですかね。

○裁判員経験者（3番）

そうです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

いかがですか。すみません、ちょっと時間配分が不手際で申し訳なくて、もうさすがに休み時間を取りたいと思っていますので、8番（別紙「質問事項」の8項参照）までやったら休み時間をとって、残りの9, 10, 11, 12（別紙「質問事項」の9ないし12項参照）、さらに、記者クラブからいただいた問題、それについてとも思っております。

8番は、最後の段階ですよ。証拠調べの後に、検察官と弁護人がそれぞれ意見陳述、検察官の論告、弁護人の弁論を行いました。お聞きになって、事件の争点は何か。検察官と弁護人がどのように主張しているかが、改めて分かりましたかという、冒頭陳述で、そこはもう示しているはずなのですが、証拠調べを経た上で、改めてそこが分かったかどうか。そのところです。

もし、冒頭陳述で分かったなら、それはそれでいいんですけども、冒頭陳述は分かったのに、かえって分からなくなっちゃったよということもあるかもしれません。率直に御意見をお願いしたいと思います。

○裁判員経験者（6番）

暴行した後に、どちら側に逃げたかということが、最後の方に出たんですが、被害者の方は、道を真っすぐではなくて、広っぱの方に出たということで、被告の方は、道路の方に出て、学校の下をおりたということで、あと、最後の方に出てきたのですが、そうじゃなくて、全然広っぱの方には行かずに、道の方に逃げて行ったというのが出ました。

それだったら、暴行した後に、やっぱり乳房をばっと握って、女性を乱暴しようと思ったところが出てきたんです。証拠写真の方は、後ろに血が垂れて服の方に付いていました。

どっちへ逃げたかというのは、やっぱりそこまでやる必要があったかなと思うんですよ。

○司会者（伊藤裁判官）

余り重要でなくて、関連性がないように思われる事柄についても議論していたんじゃないかということでしょうか。

○裁判員経験者（6 番）

そうです。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

その他、論告、弁論についての御意見があったらお願いしたいと思うのです。どうでしょうか。お願いします。

○裁判員経験者（1 番）

私は分かりやすかったという結論です。以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

それは、両方、検察官側も弁護人側もということでよろしいですかね。

○裁判員経験者（1 番）

そうですね。もう争点が明らかになっていて、それぞれの主張がきちんとされていたと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

若干長いなとかお感じになったことはありませんでしたか。

○裁判員経験者（1 番）

それは、一つ一つの。

○司会者（伊藤裁判官）

弁護人なり検察官なり，弁論なり論告なりですけど。

○裁判員経験者（1 番）

一部，弁護士の方ですかね。あったような気がします。

○司会者（伊藤裁判官）

多少長くてもそんなに，後から振り返ってみて問題点はなかったですか。争点の把握であるとか，議論すべき，これから評議で議論すべき事柄をそこで再度出すことになるんですけれども。

○裁判員経験者（1 番）

でも，それほど気にはならなかったですね。やっぱり弁護人の主張したいことがかなり分かりましたので。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

この点に関しては，検察官，弁護人のコメントをいただいてもよろしいですか。
5，6，7，8（別紙「質問事項」の5ないし8項参照）一括でも結構です。もし，コメントなり，この点をもう少し聞きたいんだけどというのも結構ですので，何かございましたらお願いしたいと思います。

○法曹三者（鈴木検察官）

一つお聞きしてもよろしいですか。

図面とか写真の話が出てきたんですけれども、この他に供述調書って、こう言っているという書面を読み上げるところがあったと思うんですけれども、それは分かりやすかったか、分かりにくかったかというのをちょっとお聞きできればなと思うんですけれども。

○司会者（伊藤裁判官）

どうでしょう。供述調書の朗読，検察官に限らず，弁護人の例えば示談書なり，弁護人の報告書でも同じだと思います。検察官や弁護人が朗読してくれた書面の分かりやすさはどうでしたか。

○裁判員経験者（6 番）

よかったですと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

声の大きさ，スピード，問題はなかったですか。

○裁判員経験者（6 番）

はい。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

他はいかがでしょう。2 番の方お願いします。

○裁判員経験者（2 番）

私もすごいゆっくり，はっきりしゃべっていただいて分かりやすかったと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

それは、検察官も弁護人もということでよろしいですか。

○裁判員経験者（2番）

そうですね。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

他の方は、反対意見があれば、是非私は違ったよというのがあれば、おっしゃっていただきたいと思いますけれども、そうでなければ、お二人から代表しておっしゃっていただいたということでよろしいでしょうか。

三浦弁護士、何かございますか。

○法曹三者（三浦弁護士）

これはむしろ、裁判官にお伺いすることなのかもしれないんですけども、裁判員の方に、冒頭陳述というのがどういった役割を果たすものなのか。弁論、論告というものがどういう位置付けのものなのか。これ、結構弁護士によっても恐らく差異があると思うんですよね。ストーリーの方を際立たせるものだという方もいらっしゃるれば、争点に主眼を置いて明確化させるものだと。

恐らく、どの側面を強調するかによって、先ほどの質問後についてですかね。ちょっと争点が分かりにくかったと、恐らくストーリー性を際立たせた結果、ちょっと争点の辺りが薄くなってしまったのかなという印象を持つんですけども、その辺りは、ちょっとどういった導入の方法をしているのかという辺りを伺ってみたいと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

裁判官の方でどのように考えて、裁判員の方に説明というか、審理に臨むときの意識の共有をしているのかという問題意識ですね。

皆さんの御意見を聞きましょうかね。皆さん、冒頭陳述始まる前に、冒頭陳述ってどんなものかとか、冒頭陳述って何だろうとかって、多分レクチャーがあったと思うんです。どんなものだったのか、分かりにくかったのか、分かりづらかったのか。さらに、論告、弁論前にもきっとありましたよね。これが論告、弁論であるんですよって、そういったところの説明ってどんな説明があったのか、それが分かりやすかったのか。ちょっとよかったら御紹介していただきますでしょうか。

質問事項じゃないので、今、思い返さなくちゃいけないと思うので、ちょっと思い返していただきたいと思うんですけれども。

○裁判員経験者（１番）

ちょっと記憶が曖昧なんですけれども、私は、裁判長の方から、冒頭陳述とか話がある前に、控室でこれからこういうことを説明してもらいますと、それは誰々から説明してもらいますとといった、事前の説明を受けたので、意外とそこは分かりやすかったような気がしています。

○司会者（伊藤裁判官）

ちょっと補充しますと、最初に法廷でシミュレーションと言いますか、法廷に入って、左席、裁判官のほうから手続の説明をしてもらって、その中で冒頭陳述というものがありまして、証拠によってそれぞれ主張しようとする事柄を述べてもらいますし、ただ、それは証拠じゃなくて、それを聞くとその争点が分かりますし、その上で改めて裁判長の方から、この時期の争点はこれですよって説明するという説明をし、その上で、もう一回法廷に一番最初の審理ですよ。入る直前に、今日これからやる手続、もう一回おさらいしますと言って、起訴状を朗読しますとか、そこで検察官、弁護人がそれぞれ証拠によって、言いたい事柄を述べてくれます。

ただ、これ証拠と違うから、実際に証拠を見てみたら違うこともあるので、そこはそのつもりでいてくださいとか、又は、検察官、弁護人の冒頭陳述を手元に置いて審理を進めたいので、よかったら手元にいつも出せるようにしておいて、今、この話をしているんだということを証拠調べを見ながら理解してくださいとか。

あと、論告、弁論は、論告、弁論の直前にこれまでしてきた証拠調べを踏まえて、最終的に検察官と弁護人の言いたいことが述べられます。場合によっては、冒頭陳述と結果的に違っちゃった場合もあるので、そこがもし違っていたら意識してくださいねと、評議のときには、論告や弁論を手元に置いて評議を進めますから、そういった意味でもよく理解した上で評議に臨みたいと思っていますとか、そういった説明はして、今、おっしゃられたとおりで、その補充として申し上げました。よろしいですか。

すみません。ちょっと不手際で、ここまでのところで進んで休憩時間をとろうと思います。

[休 憩]

○司会者（伊藤裁判官）

では、後半再開させていただきます。

8番まで進みましたので、今までは審理についての御感想でしたが、評議、さらに最後の方の、これから裁判員になられる方へのメッセージ、今後の意見交換会のあり方、これらについても御意見賜りたいと思っています。

評議では、御自分の意見を十分に言うことができましたか。評議の時間は適切でしたかという問題、それと、もう一つ聞きたかったのは、どの事件でも今回無罪の事件は確かなかったはずなので、有罪となりますと、刑を決めるルールの話、刑を決めるに当たっての考え方が裁判官から説明されたと思います。その説明は分かりやすかったですか。この2つについてお聞きしたいと思っています。御自分の意見と裁判官からの説明があった刑を決めるルール、考え方についての説明についてです。

どなたでも結構です。是非ここも2つお願いしたいと思っています。どうでしょうか。

○裁判員経験者（5番）

刑を決めるルールというのも、そこが一番難しいところだったんで、それはよく分かりましたね。でも、刑を決めるのにやっぱり前の判例を、それが無いといけな
いんだろうけれども、全部よく分かったんですけど、最近よく言っていますよね。
子供さんを殺された、ネット殺人じゃないけど、お母さんが一人だからといって死
刑にならないのはって言ってらっしゃる。私たちは、そういうので教えてもらって、
そういう、あのときも何人殺して、どういう関係の事件だからって、やっぱり前の
ものを参考にして教えてもらいましたよね。

そうするとやっぱり、それが正しいのかもしれないけど、私たちは、市民感覚に
近付くためにここに、そういう目的でもこの裁判員というのがあるのかなとも思う
んですけど、ただ、そういうすごい感情にまかせたそういうお母さんの言っている
ことよく分かりますよね。そういうものは、多分、そういう決め方をしていると、
打ち破れないのかなとも、ごめんなさい。ちょっとまとめられないんですけど。

○司会者（伊藤裁判官）

非常に大事な問題だと思っています。量刑の傾向という形で説明したと思うので
すが、やはり量刑の傾向というのがあるって、それも無視できませんよねという話、
過去との不公平さや地域的な不公平さや、そういったものをやっぱり問題だという
ことでという、その説明も一応説明としては分かったんですけど。

○裁判員経験者（5番）

分かっているし、自分の関わったことについても疑問は別に、それが何年か、2
年、3年、5年の裁判官の方たちの中でいろんな考えがあるということが分かった

し、だから別にそれがいけないと言っているんじゃないけど、それがあ限りは、一生懸命訴えていらっしゃるお母さんは飛び越えることはできないねって、その市民感覚である私たちも、その役割を果たせないよねって思いました。すみません。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

刑を決める考え方のところに議論がいきましたので、もしよければ、この話をしていきたいと思いますけれども、お願いしてもよろしいですか。どなたか。

3 番の方、お願いしてよろしいですか。

○裁判員経験者（3 番）

私が関わったところも、評議で活発に意見は出ましたし、いろんな意見があって、やっぱり最終的にもめたというか、一番時間がかかったのは、やっぱり量刑を決めるところで、一応裁判長の方からこういった判例でみると、大体このあたりからこのあたりになっていきますという話も理解できました。

その上で、みんなが考えて、それぞれの考えのもとに、一回目の刑を決める投票をするとやっぱり、それ自体を決めるのが一番難しいんだなというふうに感じました。

それを難しいからと言ってそのままにしておくわけにはいかないので、その中で、意見を突き詰めていって、参加した全員が納得のいくところに落ち着いたんだとは思います。

ただ、自分がやっぱり考えるときには、やっぱりどうしてもプロではないので、どうしても感情に左右される部分がやっぱり大きくて、やっぱりそれによって、ぶれるところというのは、やっぱりちょっと難しいのかなという気はしました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

確か最初に、やっぱりこのままだと議論が進まないの、ある程度幅を絞りましょうということで、幅を持たせた上で、無記名投票して、そしたら、実はこれ私の意見なんだけどという形で、裁判員、裁判官の方、それぞれの意見が分かってきて、という、そこのお話でしたよね。

他の方も是非、量刑の考え方についての説明が分かりやすかったのかどうかお願いしたいのですが、どうですか。お願いいたします。

○裁判員経験者（４番）

私たちは、もう刑の中身というのは、一番重たい罪が適用されるというか、これだけ罪を重ねても、これとこれが２年でプラス２年とかじゃなくて、もうこれをやったら１０年、一番重たい罪で決まるという。

○司会者（伊藤裁判官）

複数の犯罪があって、どれを基準にして刑を決めるのかとか、そういった議論がなされたんですよね。そこのところは、そこが分かりやすかったか、分かりにくかったかという、ちょっと分かりにくかったという御意見なんですかね。

○裁判員経験者（４番）

もうたくさん罪もあって、はい。

○司会者（伊藤裁判官）

確かに、一つしか犯罪をしていない場合には、議論はそんなにもないんでしょうけれども、御経験なさった事件にたくさん罪があって、しかもそれぞれの罪が重さが違った場合に、どれを基準にして、どれに着目して決めるのかというところの、そこは何か説明はあったのかもしれないけれども、いま一つ分かりにくかったとい

うことですか。

○裁判員経験者（4番）

一番重たいやつが基準で何年というふうに聞いています。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

他の方も是非お願いします。よろしいですか。1番の方お願いします。

○裁判員経験者（1番）

私は、さっきの5番さんの意見というのもすごく分かるんですけども、一方で、やっぱり私たちは、お母さんとか親族の、被害者の親族だけの立場から見るのではなくて、やっぱり被告がなぜそういうことになってしまったのかとか、そういうのを全部聞いた上で、最終的に判断をしたと思うので、そういう意味でいったら、5番さんの先ほどのお母さんの立場からしたときに、その域を脱しないんじゃないかというふうに言われたんですけども、やっぱりそれは、そこにいる6名の皆さんが、そういう結論を出すような事案であれば、そういう結果になっているんじゃないかなというふうにもとらえたので、私としては、今回参加したみんなで、こうじゃないかなというふうに考えた最終結論だったと思っているので。

やっぱりそれぞれの立場のことを聞いた上での判決が、やっぱりこれまで過去、事例があった判決に照らし合わせたときに、それくらいの刑というのが適切であるものなのかなというふうにも感じています。

それをやるまでは、やっぱり犯罪だけを聞いて、これはもう死刑だとか、極端に思ってしまいがちなんですけども、やっぱりその中身を知っていくと、簡単に死刑というふうな結論だけではなくて、やっぱり量刑を与えて、その中で改心して、次の社会復帰できるかどうか分からないですけども、努力をする機会をやっぱり

与えるとか、そういうのも必要なんじゃないかなというふうに感じました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

量刑のところは、一通りお聞きした感じですが、もし他に何かこれは言っておきたいという御意見があったら、是非お聞きしたいところではあったのですが、よろしいですか。2番の方、もしよろしければ。

○裁判員経験者（2番）

私の事案だと、量刑に関しても、もめることは余りなかったと思うので。

でも、裁判官の方の説明とかもすごい、私たちは素人なので、本当にそういう前例がないと決めかねますよね、やっぱり。だから、そういう前の事案があって、でも説明は説明で、でも今回は私、参加して、それよりも重いと思ったら、やっぱり皆さんそれよりも刑が重くなると思うんですけれども、皆さん参加された裁判員の方が妥当だと思ったから、同じような刑をつけたと思うので、前例がないとやっぱり決めかねますよね。素人で、全然経験したことがないのに、何も資料がないのに、勝手に決められないというか、そういうのはあるなと思いました。やっぱり事案は必要だなというふうに感じました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

他の方は、よろしいですか。6番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者（6番）

やっぱり事案がないと、上下は分からないので、幅の中で決めさせてもらったほうがいいんじゃないかと思います。

私等のときの事案は、2つの暴力があって、他に家庭内でも暴力沙汰があって、その他に自転車のちょっと持って帰るあれがあって、3つも4つも出たのですが、やっぱり重いものが2つ引っ張ってきて、出したので、ちょうどみんなが納得できるような年数にはなったと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

量刑のところは、他にございませんか。もし、この件に関して、検察官のお立場、弁護人のお立場から、又は裁判官の立場から何かございましたらと思うのですが、よろしいですか。

では、次の11番と12番（別紙「質問事項」の11及び12項参照）に進ませていただきます。

これから裁判員になられる方へのメッセージ、さらに今後の意見交換会についての御意見がありましたら、承りたいと思います。いかがでしょう。お願いいたします。是非お一人ずつお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。お願いしてよろしいですか。1番の方お願いいたします。

○裁判員経験者（1番）

これから裁判員になられる方へのメッセージということですが、是非、不安でしょうが、是非やっていただきたいと思います。と言うのは、やっぱりこういう経験というのは、人生の中でやりたくてもやれないこともあるでしょうし、やっぱりいろんな経験の一つとして、是非やってほしいなというふうに個人的には思います。以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

あと、今後の意見交換会についても、こうしたらいいのにと、もし御意見があ

ればで結構ですが、いかがでしょうか。

○裁判員経験者（1 番）

そうですね。特にはありません。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

では、順にお聞きしたいと思うので、2 番の方もお願いしてよろしいでしょうか。裁判員にこれからなられる方へのメッセージ、意見交換会についての今後の御意見があったらお願いします。

○裁判員経験者（2 番）

私も裁判員を経験して、他の方にももし通知が来たら、是非参加したほうがいいというふうには言っています。やっぱり何ですかね。経験しないと、ただ、ニュースで流れてきて、こういう判決が出ましたよというだけでは、やっぱり皆さん、ああそうかという感じでしかとらえないんですけれども、やっぱり経験したら、見方が変わるというのもあるし、考え方も少し変わってくると思うんですけど、あと、やっぱり裁判員を経験して、犯罪が減ったらしいなというふうに感じました。

皆さん、人を殺したりとか、殺人未遂とかもそうなんですけど、思ったより刑は重いんだよというふうに感じてもらえると思うんですよね。誰か強姦したりもそうですし、皆さん、こういうことをしたら、このくらいの刑がくるというのを余り日々感じていないと思うので、やっぱり他の人のそういう、罪を犯すのはよくないですけど、やっぱり何かそれなりの事情があって、そういうことになるんですけど、やっぱりちょっとふと思いつまるところもあるかなと感ずるところはありました。裁判員を経験して、考え方が変わったらしいなというふうに感じています。なので、是非裁判員の通知が来たらやっていただきたいなと思います。以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

意見交換会についての御意見はございますか。

○裁判員経験者（2番）

何か自分が経験したのは1個だけなので、他の人の経験も聞いたので、参加してよかったなと思いました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

3番の方、お願いしてよろしいでしょうか。今後の裁判員になられる方へのメッセージなのですが。

○裁判員経験者（3番）

メッセージとしては、皆さんと同じなんですけれども、避けれるものなら避けたいというふうに思っていましたけれども、実際にやってみてよかったなというふうに思っていますし、もし、今後自分に通知が来たとしたら、やっぱりそれは避けないうで裁判員を受けていただきたいなというふうに思います。

それはなぜかという、いわゆる裁判員裁判の開始を待っている被害者の方がいるわけなので、その人たちが前に進むためには、やっぱり裁判をきちんと進行して終わらせる必要があるんで、それが裁判員になった私たちにも責任があるのであれば、その責任の一端をきちんと果たすということは、やっぱり大事なんじゃないかなというふうに思います。

ただ、当たった事案によっては、やっぱり大変なものもあるだろうし、さほど大変じゃないかもしれないけれども、それはふたを開けるまで分からないことですが、やっぱり来たからには、すぐ辞退じゃなくて、やっぱり育児や介護など、

どうしても特別な事由でない限りは、基本的には進んで裁判員を受けていただきたいなというふうに思っています。

そうすれば、やっぱり日頃感じるものがない何か新しいことが、自分自身に得られるものが必ずあるのではないかなというふうに思っています。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

意見交換会についての御意見、もしございましたらでいいのですが、お願いできますか。

○裁判員経験者（3 番）

意見交換会について、こういう会があること自体はいいことだと思うので、参加してよかったと思いますし、今後も続けていってもらえればと思いますけれども、開始時間に関しては、例えば、2 時間なら 2 時間という枠でやるのであれば、例えば、10 時から 12 時とか、1 時から 3 時という選択肢のほうがいいんじゃないかなというふうには、個人的には思います。そうすれば、一日をもうちょっと有効活用できるので、今回の時間ですと、ちょっと午前中は何とか活用できますけれども、ここに来ようと思う時間を加味すると、結構午後ってあっという間に時間がくるので、午後はほとんどこれにかかり切りになって、結局、この後といってもそんなに時間がとれなくなるので、その辺の時間はもうちょっと考えていただければなというふうに思います。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

夕方の方が参加しやすいかという気持ちもあったんですが、前後の準備、移動も考えてという御意見でしたよね。それも考えさせていただきます。どうもありがと

うございます。

では、4番の方も是非、今後裁判員になられる方へのメッセージ、意見交換会についての御意見をお願いしたいと思います。

○裁判員経験者（4番）

これから裁判員になられる方へのメッセージなんですけれども、裁判員の通知が来て、嫌だなとか、最初は私も不安だったんですけれども、やっぱりいいこともたくさんあるので、積極的に選ばれたら不安ではあると思うんですけれども、参加してもらえたらいい経験になると思いますし、ニュースとかで事件の刑を決めているのもたくさんの人の協力があって刑が決まっているんだなと思いながらニュースを見ているんですけれども、裁判員に選ばれなかった周りの同じ職場の人、家族さんも裁判員に行っても、仕事に支障がないように協力してあげるようにしてもらえたらなと思います。

意見交換会についての意見なんですけれども、さっきちょっと個人的に言ったんですけれども、手元の資料がほとんどなくて、事件の争点とか、事件についての話をするのが難しくて、裁判員のどういう事件に関わったかというのを知られないように、個人情報が出ないようにするためにしているのもあるんだと思うんですけれども、大ざっぱでもいいので、その人が受け持った事件の内容が少しでも知れたら話が分かるんですけれども、どういう事件を受け持っていて、どういう結果になったのかというのが分からないまま話を聞いていたので、こちらも皆さんに伝わるように話すのが難しくて、少し手元に資料があって、皆さんが分かるようにしていただけたらなと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

さっきちょっとおっしゃられたんですよ。自分自身も忘れていた部分もあるし、他の方の御意見を聞いても、文脈や背景が分からずに聞いているんだと、せっかく

意見をおっしゃっても意味が半減しちゃうのじゃないかという問題意識を持たれて
いる御提言でしたよね。ありがとうございます。そこは、ちょっと考えなくちゃい
けないと思っています。ありがとうございます。

5 番の方もお願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者（5 番）

これから選ばれる方は、積極的に参加されるといいと思うのは、私はやっぱり見
方が変わったということと、世の中の仕組みだとか、知らないことを知ることとはと
てもいいことだし、自分がここに来たことで、裁判員ということが自分の周りの人
たちも身近になってきたから、誰か一人がやると、その周りも裁判員というものの
認識が身近になってくるので、一人でも多くあれすると、それはそれでいいかなと
思いました。

今、意見交換会の時間の設定を言われたんですけど、私は、遠くから来るので、
午前中仕事してこれたので、ありがたい時間だったと思ったんですけど、申し訳あ
りません。いろいろあると思います。

○司会者（伊藤裁判官）

どうもありがとうございます。

6 番の方、是非お願いします。

○裁判員経験者（6 番）

私もそうなんですが、この裁判員の手紙がきたときに、わあ、これは困ったと思
って、もう一時は断ろうと思っていたのですが、何を間違ったか、法廷へ出ました。
みんなも不安だと思うのですが、一つ出て裁判員としてやってもらえたらと思いま
す。

罪の意識というのが、よく分かると思うんですね。意見交換会は、先ほど時間

は云々と言われたのですが、やっぱり一日の真ん中を抜かれるというのは、ちょっときついなというのが感想です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

では、裁判所が準備して、提出した質問事項は一通りなんですけれども、広島法曹記者クラブの方で作っていただいた質問事項がありまして、こちらについて、もしよければ記者クラブのほうから趣旨説明はなされるのでしょうか。

○司法記者クラブ（幹事社）

ただいま、司法幹事をしている共同通信という報道機関の記者をしています、石澤といいます。時間が押しているようなので、一点だけ質問させてください。

先ほど一番最初の経験、印象とか感想を述べられたお話の中にも、ニュースの見方が変わったとか、そういったお話が出ていたかと思うんですけれども、経験する前と後で、事件報道を見て、もっと知りたいとか疑問に思った点などあれば、教えていただけたらなと思うんですけれども、これは裁判員の方全員、1番の方から順にお答えいただければと思います。お願いします。

○裁判員経験者（1番）

そうですね。私はやっぱりこれをやる前は、全然新聞を見ても最後の方に、事件とかがあるんですけれども、その辺まで読まずに過ごしていましたが、これをやることによって、やっぱりどうやって審理が進められているのかとか、どういう人たちがいるのかとかということが分かったので、記事を見るときに、こういう判決になったんだなということが、何か分かるようになったというか、それで新聞を見るときも、事件のところを見るようになりました。

○裁判員経験者（2 番）

私はそうですね。ニュースとかを見て、やっぱり 10 代の子供とかの犯罪とかを見たときに、どうやって決めるのかなとすごいその辺が気になるようになりましたね。これから社会復帰、10 代の子供だったらするので、どういうふうなところを争点にして、刑を決めるのかというところが、やっぱり以前は何となく見て、判決が決まったら、こんな感じで決まったのかというふうな感じで簡単に考えていたんですけど、すごい深く考えるようにはなったと思います。

あと、他の事件もですけど、やっぱり事件を聞いて、判決を聞いてという感じの前に、報道の中身とかも聞いて、こういう内容だったからこういう結果になったのかというのを、やっぱり考えるようになったことはありましたね。そうですね。そのくらいですかね。

○裁判員経験者（3 番）

経験する前と後では、やっぱりメディア等が報道する事件とかというのを何となく気に留めるのが多くなったというのが事実です。

その中でも最近では、今まであったような殺人だとか強姦だとかという種類の犯罪だけでなく、いろいろ年齢層が低下しているだとか、インターネットを使ったような詐欺まがいの複雑な事件とかいうのが多くなってきているので、そういったものがもし裁判員裁判で、裁かなきゃいけなくなったときというのは、もっといろんなことが私たち自身が分かっていないと、裁判員裁判の中で、それが本当にうまく審理できるのかというのが気になる点です。以上です。

○裁判員経験者（4 番）

今までは、ニュース、新聞を見て、起きた事件とその結果だけを見ていたんですけれども、今はなぜそういう事件が起きたのか、なぜそういう経緯になったのかというところまで考えられるようになりました。

○裁判員経験者（５番）

皆さんと余り変わらないんですけれども、やっぱり事件を見ると、やっぱり量刑を見るようになりましたね。殺人と過失致死はこんなに違うのかとか、やっぱり振り返ってみて、自分が関わったのが本当によかったのかというのは、やっぱりありますね。やっぱり見方は変わったと思います。

○裁判員経験者（６番）

前は事件に余り関心はないような人間だったのですが、これ以降、少しずつ考えが変わってきていると思います。

今の少年犯罪でも殺してみたかったとか、誰でもよかった、ああいうのが自己中というんですか、そんなんが多くなったので、また今後、事件が多いと思うのですが、また裁判員に選ばれるようになって、みんな事件に携わってほしいと思います。

○司会者（伊藤裁判官）

よろしいですか。どうもありがとうございます。

検察庁、弁護士会を代表して、もしコメントございましたら、一言いただいてよろしいですか。

○法曹三者（鈴木検察官）

本日は、貴重な御意見をどうもありがとうございました。

今までも分かりやすい裁判、分かりやすい主張、立証ということを心掛けてきたんですけれども、また今日の御意見を参考にさせていただいて、これまで以上に分かりやすい裁判というものを目指していきたいというふうに思っております。本日は、本当にありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。是非お願いいたします。

○法曹三者（三浦弁護士）

裁判員の皆さんとかかわるといって、私ども法廷だけでしたので、皆さんが非常に真摯に事件に対して向き合ってくださっているというのが分かったので、今日は本当に貴重な機会だったなと思っています。

大体、アンケート等を拝見すると、弁護士に対する批判が非常に多いのですけれども、今日は大体皆さん、公平に評価してくださっていたかなというふうに思っています。

やはりどうしても、経験とか技術にばらつきがあるというのが今の弁護士の現状だというふうには、こちらも把握はしておりますので、今日皆さんにいただいた意見というのを取り入れながら、今後、裁判員の方に分かりやすいように工夫等もこなしていきたいなというふうに思っています。以上です。

○司会者（伊藤裁判官）

ありがとうございます。

小川部長、お願いしてよろしいでしょうか。

○法曹三者（小川裁判官）

本日は、本当に貴重な御意見、いろいろとありがとうございました。今後の取組に生かしてまいりたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

○司会者（伊藤裁判官）

本日は、お忙しい中、さっきも御意見でありましたように、調整していただいて、おいでいただいて本当にありがとうございます。

貴重な御意見、本当にありがとうございました。本当に、率直、謙虚に御意見を

承って、またより良くしていきたいと思っております。今後とも地域社会，御家庭，職場，そういったところで，是非御経験をお話ししていただければと思っております。本日は，どうもありがとうございました。

別 紙

質 問 事 項

【裁判員裁判に参加しての全体的な感想，印象】

- 1 裁判員を経験された感想を一言ずつお答えください。経験前と経験後では、日々の気持ちやお考え、仕事や生活に何か変化がありましたか。それは、どのようなものでしたか。

【選任手続についての感想】

- 2 裁判員選任手続のご案内は、通常、審理が始まる日の6週間くらい前に、裁判員に選任された場合に裁判所においていただく日程全部を記載した書面をお送りする方法で行っています。

この書面をお受け取りになった後、裁判所に来ていただくまでの間、職場や家庭の中でどのような調整をされましたか。

- 3 県民の皆様が、裁判員、補充裁判員として参加しやすくするためには、裁判所はどういった工夫をすることが求められているとお考えになりますか。

【審理（日程）についての感想】

- 4 実際に審理に参加して、審理日程について、どのようにお感じになりましたか。

【審理（内容）についての感想】

- 5 証拠調べの前に、検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述を行いました。お聞きになって、事件の争点は何か、検察官と弁護人はそれぞれどのように主張しているかが分かりましたか。

6 証拠書類や証人尋問によって、検察官や弁護人は、それぞれどのようなことを明らかにしようとしているか、どの証拠でどの主張を裏付けようとしているかが分かりましたか。

7 証拠書類や証人尋問など証拠の分量は、必要かつ十分なものと思いましたか。

8 証拠調べの後に、検察官と弁護人がそれぞれ意見陳述（論告・弁論）を行いましたが、お聞きになって、事件の争点は何か、検察官と弁護人がどのように主張しているかが改めて分かりましたか。

【評議についての感想】

9 評議では、ご自分の意見は十分に言うことができましたか。評議の時間は適切でしたか。

10 裁判官から刑を決めるに当たっての考え方が説明されましたが、その説明は分かりやすかったですか。

【これから裁判員になられる方へのメッセージ】

11 これから裁判員になられる方へ何かメッセージをいただけますか。

【今後の裁判員経験者との意見交換会について】

12 今日の意見交換会に参加された感想はいかがですか。今後の意見交換会に向けてご意見などはありませんか。

以 上